

## 3月のほっとサロン

各サロン【公共ポイント対象事業】です  
各サロン利用料 100円  
※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります

<b>ほっとサロン茂岩</b> 日 3月13日(水) 13:00~15:30 日 3月27日(水) 13:00~15:30 所 ひだまり交流館	<b>&lt;コロコロキッチン&gt;</b> 日 3月9日(土) 10:00~14:00 所 える夢館 ¥500円程度	<b>フィットネスカフェ</b> 日 3月5日(火) 10:00~12:00 所 ひだまり交流館 ¥100円 内容 体力測定
<b>ほっとサロン豊頃</b> 3月はお休みです	<b>卓上サロン</b> 日 3月6日(水) 10:00~16:00 日 3月20日(水) 10:00~16:00 所 福祉センター	<b>福祉活動拠点施設ひだまり交流館</b> 月曜日~土曜日(祝日も開設) 10:00~17:00 【トヨッピーコミカフェ】10:30~15:30 【うたカラの日(カラオケ開放)】 毎週月曜日 10:00~12:00 【吹き矢道場「吹き矢っ子」】 毎週月曜日 13:00~17:00
<b>ほっとサロン大津</b> 日 3月27日(水) 10:00~15:00 所 大津コミセン	<b>お元気サロン</b> 日 3月8日(水) 9:30~10:30 日 3月22日(水) 9:30~10:30 所 豊頃コミセン	
<b>ほっとサロン末広</b> 日 3月4日(月) 13:00~15:00 所 末広近隣センター		

問 社会福祉協議会 ☎(574)3143

# ガンバルーンオリンピック

## 3月9日(土) 12:30 開会

場 所：豊頃町総合体育館  
持ち物：上靴  
チーム・個人どちらでも受け付けています。  
大勢の参加をお待ちしています！

公開練習日：3月6日(水) 13:30~  
場 所：ひだまり交流館

問 社会福祉協議会 ☎(574)3143



## 農地の賃借料情報をお知らせします

農地の賃借料情報につきまして、平成30年1月から12月までの1年間の状況をお知らせします。

### 1 農地の賃借料情報(平成30年1月~平成30年12月) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,900円	8,000円	1,000円	74件

※平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(参考)  
(1) 過去3年間の平均賃借料(平成27年~平成29年) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,800円	8,300円	1,000円	47.0件

※平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(2) 改正前の農地法における標準小作料額(町内一円) 【10a当たり】

上	中	下
8,000円	5,000円	2,000円

問合せ先 豊頃町農業委員会事務局 ☎(574)2218

### くりりんセンターへのごみの自己搬入について

引っ越しに伴う家庭ごみを処分する際、指定ごみ袋で対応できない多量のごみを処理するときは、自己搬入でくりりんセンターへ運ぶことができます。

家庭ごみの持ち込みには、10kgごとに170円の料金がかかります。指定ごみ袋を使用する必要はありませんが、事前の分別は必要ですので、種別等につきましては、お問い合わせください。

**開館日**▽月曜日から土曜日9時~17時  
**休館日**▽日曜日、海の日(7月15日)、体育の日(10月14日)、12月31日午後~1月2日まで

問 十勝圏複合事務組合くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目)  
☎0155(37)3550

### 町有バス(二宮線・大津線)時刻の一部を改正します

本年4月から、スクールバスの運行時刻変更に伴い、町有バス(二宮線・大津線)時刻の一部を変更し運行します。

詳しくは、本誌に折り込みの町有バス・コミュニティバス時刻表をご確認ください。

問 役場住民課生活環境係 ☎(574)2213

## 税金

### 確定申告を受け付けます

平成30年分所得税・復興特別所得税の確定申告および平成31年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

会 場	月 日	時 間
池田税務署	~3月15日(金) ※ただし土日は除く	9:00~12:00 13:00~16:00
役場住民課(1階会議室)		8:30~12:00 13:00~17:00
大津コミセン	2月28日(木)	10:00~16:00

※池田税務署では郵送での受付も行っています。

◆申告受付日程

なお、非常に混雑しますので早めに申告をお済ませください。また、各所で時間帯が違いますのでお気をつけてください。

※池田税務署での時間帯が、広報2月号でお知らせした時間帯から変更になっています。ご確認ください。

■申告しなければならぬ方

- 平成31年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
- 平成30年中(1月1日~12月31日)に、何らかの所得があったすべての方
- 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方でも他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書等が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要なる方
- 国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方

■申告のときに必要なもの

- 印鑑(振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑)
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書(控除を受ける)

ける際には、証明書が必要です。○医療費控除の申告をする方は、領収書を受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。

※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。

○所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号

※申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

問 役場住民課住民税係 ☎(574)2213

### 平成31年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います

所 役場住民課資産税係  
縦覧期間・時間 4月1日(月)~7月31日(水) 8時30分~17時15分  
※土・日、祝日は除きます。

縦覧できる方▽土地縦覧帳簿Ⅱ土地の評価額の合計が30万円以上の納税者  
または納税者の委任状持参者  
▽家屋縦覧帳簿Ⅱ家屋の評価額の合計が20万円以上の納税者または納税者の委任状持参者

帳簿の内容▽土地縦覧帳簿Ⅱ地番、地目、地積、評価額▽家屋縦覧帳簿Ⅱ地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

問 役場住民課資産税係 ☎(574)2213